

更別村農業委員会議事録

令和7年 第6回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和7年6月23日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和7年6月23日（13時25分開会、13時55分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀬田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

2番 本多委員 4番 細川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 主任 西村 悠佑
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地

利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第3号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

(7) そ の 他

- ① 「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検評価」(別紙様式3)の農業委員会総会における点検・評価結果の通知について
- ② 第30回南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ交流会について
- ③ 令和7年第7回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。早いんですが皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年第6回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さん暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。事務局が準備大変な中配慮していただき、涼しい部屋でとなっておりますので、審議の方よろしくをお願いしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。2番 本多委員、4番 細川委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。5月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりです。

政策支援加入要件不該当届出書については、政策支援期間終了ということで、一定の要件を満たす場合に農業者年金の保険料について国からの補助が受けられる、政策支援加入という加入区分の期間が、1件目と2件目が35歳以上の場合の上限となる10年となったもので、3件目が通算の上限の20年となったものです。

給付関係です。内容は議案のとおりです。

老齢年金裁定請求書（新制度）は受給希望年齢到達により、年金受給の手続きを行ったものです。

農業を営む者でなくなったことの届は、今年1月からの経営継承に伴い、政策支援加入の履歴がある場合に必要な手続きを今回行ったものです。

特例付加年金支給停止事由該当届出書及び特定処分対象農地返還届（新制度）については、経営移譲していた後継者が一昨年離農した際に、それまで後継者に使用貸借していた農地の一部が山林や宅地となっていて第三者に処分出来なかったため、新制度の特例付加年金が支給停止となるものです。なお、旧制度の経営移譲年金も受給しており、こちらは令和5年6月から加算額の部分が支給停止となっております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。5月定例総会議案調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2 件目、内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

5 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、売買 2 件のあっせんが成立した他、所有権の移転調整を 1 件行っております。

売買 1 件目、内容は議案のとおりです。

制度改正によりまして、今年度から農業委員会のあっせん等による農地の賃貸借及び売買については、農地中間管理機構を介して行うことになっておりまして、今まで当事者間での売買の手続きは、譲渡人から公社の売買と公社から譲受人への売買を同時に行う、農地中間管理事業の特例事業であります農地売買等事業の即売りタイプにより行うこととなっております。

こちらの事業には手数料がかかることになっておりまして、譲渡人には 2%に消費税の額、こちらは後で出てきます、今までの公社に一旦つないで 5 年後に公社から売渡しを受ける事業と同様の内容になっています。そして譲受人には、新たに 1%に消費税の額と登記用印紙代が土地代金と別にかかることになっています。

続いて売買 2 件目、内容は議案のとおりです。

続いて所有権移転調整 1 件目、内容は議案のとおりです。

表の右から 3 列目の「事業名」欄ですが、あっせん委員会で調整の結果、農地中間管理機構の特例事項であります農地売買等事業の貸付タイプによる買入が必要であると認めたところです。

表の右から 2 列目、申出者に係る手数料ということで、手数料 2%、手

数料にかかる消費税を差引した金額が支払われます。

表の一番右の列には売渡予定者が機構へ5年間支払う貸付料の年額を載せております。こちらは売渡予定額の1%となります。

【議長】 それでは、ただ今説明がありましたが、あつせん委員長を務められました高橋英樹委員より報告お願い致します。

【高橋英樹委員】 6月10日あつせん委員会を私と日光委員、細川委員、藤澤代理で行いまして、売買及び所有権移転調整、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。5月定例総会の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明を致しま

す。

農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は利用計画図です。

【議長】 それでは現地確認いただいた家常委員の方より報告をお願い致します。

【家常委員】 本日ですけれども6月23日、現地に行って工事を見てまいりました。報告とおりまだ工事には入っていない状況でございます。

【議長】 ただ今担当委員から報告がありましたが、これを含めて何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(6) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。所有権移転1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

こちらは今年に賃貸借の期限が到達した際にあっせんによる売買を検討したところですが、単価の関係で折り合いがつかなかったため、当事者間で協議して3条での手続きによる売買となったものです。

議案資料をお願い致します。3頁が図面になります。4頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分について、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれ

がないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただきました家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 現地には6月19日に行って見てきました。畑として利用されていることを報告します。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方目を通していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは、この件についてご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 特になければ、この内容で許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計を定めることの要請について

【議長】 それでは、次に進みます。議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計を定めることの要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計を定めることの要請についてについて説明致します。

中間管理法に基づき農地中間管理機構に対して下記の利用権設定等4件の農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか審議をお願い致します。

制度改正により、農業委員会のあっせん等による農地の賃貸借及び売買については、農地中間管理機構を介して行うことになっておりますので、

今までの A さんと B さんの売買が 4 月からは A さんと公社、公社と B さんという手続きを同時に行うことになります。

売買の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 1 件目で報告した件の公社の買入です。

売買の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 1 件目で報告した件の公社からの売渡です。

売買の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 2 件目で報告した件の公社の買入です。

売買の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 3 号の 2 件目で報告した件の公社からの売渡です。

以上、促進計画に登載するためのものであり、中間管理法第 18 条第 5 項で規定する各要件であります基本方針及び事業規程への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今説明がありました、まず売買 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買 2 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。
続いて売買 3 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

続いて売買 4 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で要請してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものと致します。

(8) 議案第 3 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 3 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

基盤強化法第 22 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請書は議案の次の頁からになります。本日付で会長から村長へ要請する内容で、買入協議の必要な土地については記載のとおりで、こちらは報告第 3 号の所有権移転調整の 1 件目で報告した案件になります。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは要請するものといたします。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

- (1) 「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検評価」(別紙様式3)の農業委員会総会における点検・評価結果の通知について

【議長】 それでは、その他の方へ移らせていただきます。その他の1番目、「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検評価」(別紙様式3)の農業委員会総会における点検・評価結果の通知について、お願い致します。

※各委員に点検・評価結果を配布。

- (2) 第30回南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ交流会について

【議長】 次に、3番目、南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ交流会について説明をお願い致します。

※ 議案資料9頁から14頁により説明 8月22日(金)、広尾当番で開催。

- (3) 令和7年 第7回農業委員会定例総会について

※第7回定例総会は、7月18日(金)13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 それでは、これで定例会を終わらせていただきたいと思います。お疲れさまでした。